

追浜浄化センターほか
運転管理等業務委託
特記仕様書
(上町ポンプ場)

横須賀市上下水道局

(目的)

第 1 条 この特記仕様書は、ポンプ場等の委託業務を遂行する上で、特に必要な事項を定めることにより、業務の円滑な遂行を図ることを目的とする。

(委託場所及び施設概要)

第 2 条 運転管理等業務委託共通仕様書(以下「共通仕様書」という。)第 2 条に定める委託場所は次表のとおりとする。

名称	所在地
上町ポンプ場	横須賀市公郷町 1 丁目 25 番地
衣笠マンホールポンプ	横須賀市衣笠栄町 3 丁目 5 番地先
田戸台マンホールポンプ	横須賀市田戸台 82 番地先
宇東川バイパスマンホールポンプ	横須賀市公郷町 3 丁目 1 番地

2 共通仕様書第 2 条に係るポンプ場等の施設概要は、次のとおりである。施設の詳細については別表-1、別表-2-1 に示す。

(1) 上町ポンプ場(末尾に※の記載のある設備については、保守管理のみとする。)

- 1) 処理区 : 下町処理区
- 2) 用途 : 雨水排水及び汚水中継ポンプ場
- 3) 排除方式 : 分流式一部合流式
- 4) 計画汚水量 : 30.48 m³/分 (0.508 m³/秒)
- 5) 現有汚水ポンプ能力
 - (合流系) : 20 m³/分×1 台※(計画 3 台)
 - : 8.3 m³/分×1 台※
 - : 26 m³/分×1 台※(計画 1 台)
 - : 30 m³/分×1 台※(計画 1 台)
 - (分流系) : 2.1 m³/分×3 台(計画 3 台)
- 6) 現有雨水ポンプ能力 : 200 m³/分×1 台(計画 1 台)
- : 140 m³/分×2 台(計画 2 台)
- : 85 m³/分×2 台(計画 2 台)
- 7) 現在汚水送水量 : 12,601,291 m³/年(令和 2 年度実績値)
- 8) 汚泥圧送ポンプ能力 : 3.0 m³/分(22kW150mm)×2 台※(計画 2 台)
- 9) 流入管(合流系) : B2,250 × H2,250
- (分流系) : φ 1,000mm
- 10) 汚泥圧送管 : φ 300mm×3,380m
- 11) 雨水放流渠 : □2,150 mm×2,150mm 平作川
- 12) 汚水送水先 : バイパス管渠～下町浄化センター
- 13) 受電電圧・契約電力 : 6.6kV ・400kW (令和 4 年 4 月予定)
- 14) 非常用発電設備 : 1,250+300kVA 6.6kV ディーゼルエンジン
- 15) 中央監視制御設備 : 集中監視分散制御方式
- 16) 遠方監視制御設備 : NTT 専用回線
- 17) 脱臭設備 : 沈砂池 200 m³/分 活性炭吸着
- : 上町分配槽 1.8 m³/分 活性炭吸着
- : 2 系水処理棟 154 m³/分 活性炭吸着
- : 場内ポンプ場 60 m³/分 活性炭吸着

(2) 衣笠マンホールポンプ

- 1) 処理区 : 下町処理区
- 2) 用途 : 汚水中継マンホールポンプ

- 3) 排除方式 : 分流式
- 4) 現有ポンプ能力 : 0.25 m³/分×2台
- 5) 現在汚水揚水量 : 3,805 m³/年(令和2年度実績値)
- 6) 受電電圧・契約電力 : 200 V ・ 2kW + 100V ・ 10A
- (3) 田戸台マンホールポンプ
 - 1) 処理区 : 下町処理区
 - 2) 用途 : 汚水中継マンホールポンプ
 - 3) 排除方式 : 分流式
 - 4) 現有ポンプ能力 : 0.35 m³/分×2台
 - 5) 現在汚水揚水量 : 3,023 m³/年(令和2年度実績値)
 - 6) 受電電圧・契約電力 : 200 V ・ 6kW + 100V ・ 10A
- (4) 宇東川バイパスマンホールポンプ
 - 1) 処理区 : 下町処理区
 - 2) 用途 : 雨水排水ポンプ
 - 3) 現有ポンプ能力 : 2.5 m³/分×2台
 - 4) 現在揚水量 : 年間4回、1回約15,000 m³を4日間(合計16日間)で排水する。
 - 5) 受電電圧・契約電力 : 200 V ・ 22kW + 100V ・ 10A

(有資格者)

第3条 共通仕様書第8条第2項に定める有資格者は、次のとおりである。

- (1) 下水道法第22条第2項で定める有資格者
- (2) 労働安全衛生法で定める下記の有資格者
 - 1) 安全管理者
 - 2) 安全衛生推進者
 - 3) 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習修了者
 - 4) ガス溶接技能講習修了者
 - 5) アーク溶接特別教育修了者
 - 6) クレーン運転技能講習修了者
 - 7) 玉掛技能講習修了者
- (3) 各関係法令で必要な下記の有資格者
 - 1) 第3種電気主任技術者
 - 2) 第1種電気工事士
 - 3) 水質関係第1種、第3種公害防止管理者又は環境計量士
ただし、水質試験関係業務を他の業者に委託する場合は、濃度等環境計量証明事業登録済の事業者であること。
 - 4) 危険物取扱者乙種第4類

(業務計画書の要領)

第4条 共通仕様書第9条の「業務計画書」の作成要領は、次のとおりとする。

- (1) 業務計画書は、日本工業規格A版により作成し、原則としてA4又はA3用紙とすること。
- (2) 業務計画書を構成する各諸事項の作成要領は、次のとおりとすること。
 - 1) 「実施方針・体制に関すること」について
 - ア 下水道施設の重要性に鑑み、その目的を達成するための委託業務における管理思想、業務毎の基本方針及びその概要等について、委託業務に対する姿勢が把握できるように記載すること。
 - イ 公共下水道施設が外部環境へ与える負荷とその低減のための施策及び循環

- 型社会の形成に資するための施策について把握できるよう記載すること。
- ウ 事故災害等を未然に防止し、安全に委託業務を遂行するための安全衛生管理に係る作業基準、安全衛生に関する計画及び組織体制について、基準、要領、計画等を具体的に記載すること。
- エ 組織の不正防止や責任体制の確立に取り組むことを表明した文言及び関係法令遵守を徹底するための組織が明確に把握できるように記載すること。
- 2) 「運転管理業務に関すること」について
- ア 運転管理業務を遂行する上で必要な組織及び体制について、現場組織、業務分担、緊急時体制、その他業務の履行に要する組織・体制（下請け関係も含む）をその目的と系統及び分担等が明確に把握できるように記載すること。
- 3) 「設備保全(保守点検・保全管理・施設管理等)・物品管理調達業務に関すること」について
- ア 施設を安定的に運営していくための設備点検の内容・点検頻度・点検要領、設備機器毎の点検内容・点検頻度・点検要領、清掃の内容・清掃頻度・清掃要領、除草等の内容・頻度・方法、物品管理の方法、要領等その他の必要な事項について、具体的に記載すること。
- イ 施設の運営を行うために必要な薬品、燃料、副資材等の調達方法、調達予定量等を、調達計画が把握できるように記載すること。
- 4) 「設備補修(突発修繕)業務に関すること」について
- ア 施設の突発故障発生時の対応策及び即応可能な実施体制が把握できるように記載すること。
- 5) 「緊急時の対応手順に関すること」について
- ア 異常流入水及びその他自然災害等の不可抗力時の対応手順を具体的に記載すること。

(月間業務計画書及び月間業務完了報告書等)

第 5 条 共通仕様書第 10 条に定める月間業務計画書、月間業務完了報告書及び業務完了報告書に記載する内容等は、次のとおりとし、できるだけ簡潔に記載するとともに統一的にまとめ、必要に応じて資料等を添付するものとする。

- (1) 月間業務計画書の記載事項は、次のとおりとし共通仕様書第 26 条第 1 項に定める業務別に列記すること。
- 1) 対象業務名称
 - 2) 年月度の記載
 - 3) 事業所名
 - 4) 日毎に計画した事項及び内容
 - 5) その他必要な事項
- (2) 月間業務完了報告書は、月間業務計画書で計画した諸事項に対してその実績が明らかになるよう記載すること。
- 1) 月間業務計画書で記載した事項のほか、日毎に計画した事項と実績及び内容
 - 2) その他必要な事項
- (3) 業務完了報告書は、業務計画書で計画した諸事項に対してその実績が明らかになるよう記載すること。
- 1) 業務計画書で記載した事項のほか、月毎に計画した事項と実績及び内容
 - 2) その他必要な事項

(貸与品類の台帳)

第 6 条 共通仕様書第 15 条第 3 項に定める貸与品についての台帳には、次の事項を記載することとし、その内容が把握できるよう作成するものとする。

- (1) 整理番号、貸与月日、返却月日
- (2) 貸与品目、数量
- (3) 借用者名、予定期間

(業務内容)

第 7 条 共通仕様書第 18 条に定める業務内容を適用する対象施設は別表－1 とし、主要な設備を別表－2－1 に示す。また、施設の課題については別表－2－2 による。

(調整及び交換)

第 8 条 共通仕様書第 19 条第 1 項に定める調整及び交換の主な対象機器及び報告については、次のとおりとする。

- (1) 主な対象機器及び調整及び消耗品交換等を、別表－4 に示す。
- (2) 調整及び交換を行った場合は、その結果を記載した報告書を提出すること。
- (3) 調整及び交換については、各機器取扱説明書に基づいて実施すること。

(補修及び塗装)

第 9 条 共通仕様書第 20 条第 2 項に定める塗装とは、さび、腐食等による剥離、錆防止等、設備機器の機能を維持するために行う局所的な塗装をいう。

- 2 共通仕様書第 20 条第 2 項に定める補修とは、改築、更新、改良及び修繕以外の各種点検によって発見された異常箇所等について、定常状態に復帰させるために行う調整又は定められた消耗品(特殊技能を伴わないで交換できるもの)の交換を行うことをいう。

なお、改築、更新、改良及び修繕の用語の定義は、下水道施設改築・修繕マニュアル(案)1998、(社)日本下水道協会出版による。

(業務検査)

第 10 条 共通仕様書第 27 条に定める業務検査は、次のとおりとする。

- (1) 当該月及び業務完了検査
 - 1) 委託期間の最終月における当該月の検査は、業務完了検査と併せて行うものとする。
 - 2) 受託者は業務検査を受けるときは、業務完了時に共通仕様書第 26 条に定める書類を準備しなければならない。
- (2) 前項の検査は、次に記載する方法により行うものとする。
 - 1) 当該月における検査は、共通仕様書第 26 条に基づく月間業務計画と照合・確認を行い、不履行がないこと。
また、同条に基づく書類が完備していることをもって合格とする。
なお、同条に基づく業務書類により確認できないものがある場合は、現場確認を併せて行うものとする。
 - 2) 完了検査は、共通仕様書第 26 条に基づく内容及び書類について照合・確認を行い、同条に基づく書類が完備していることをもって合格とする。
なお、同条に基づく業務書類により確認できないものがある場合は、現場確認を併せて行うものとする。
- (3) 検査に合格したときは、受託者は成果物を局に引き渡すものとする。
- (4) 第 2 号に定める検査方法のうち、局が特に認めた事項については、検査を省略することができるものとする。
- (5) 各業務検査は、受託者の立ち会いのもと行うものとする。

(運転管理業務)

第 11 条 共通仕様書第29条第 2 項に定める運転管理業務を適用する対象施設は別表－ 1 とし、別表－ 2－ 1 に示す設備等に適用する。

2 共通仕様書第30条第 2 項に定める巡視・巡回点検は、次の事項を踏まえて定めるものとする。

- (1) 巡視・巡回点検は、その性質上運転操作の一環として行い、原則として運転状態を継続しながら計器類又は人間の五感によりその状況における設備機器の異常の有無を確認できる点検とすること。日報、月報等作成のため、積算値等（積算値32点、アナログ 1 点）について、メータ確認を行い、記録を取ること（1 回／日）。
- (2) 点検内容は、受託者の経験及び知識により一定の点検要領及び基準を定めて行うこと。
- (3) 点検結果については、その結果が明瞭に解るよう記号等を定め報告書に記載するものとする。

(保守点検業務)

第 12 条 共通仕様書第34条第 2 項に定める保守点検業務を適用する対象機器は、別表－ 2－ 1、別表－ 5 に示すとおりとする。

2 保守点検の実施は、次のとおりとする。

- (1) 保守点検は、月間及び業務計画書に基づき計画的に行うこと。
- (2) 設備機器の性能及び機能の確認について、日常運転状態では点検できない内容について行うものとし、必要に応じて計測器等を用いて性能又は機能を確認するとともに、予防診断により適切な早期対応や故障防止が図れるようにすること。また、異常があるときは速やかに原因の調査・測定を行うこと。
- (3) 労働安全衛生法等の関係法令を遵守し、安全に行うこと。
- (4) 専門的な保守点検(別表－ 5)については、専門業者に実施させることを原則とする。
- (5) 業務用空調機の簡易点検を改正フロン法に沿って行うこと。
- (6) 危険な場所の作業は、必要な安全措置を講じ事故の防止に努めること。

(施設管理業務)

第 13 条 共通仕様書第35条に定める管理敷地内の建物内外、水槽及びタンク等の清掃・整備は、別表－ 6 に示すとおりとする。

(物品管理調達業務)

第 14 条 共通仕様書第 36 条に定める物品管理調達業務は、次のとおりとする。

- (1) 共通仕様書第 36 条第 2 項に定める調達対象品は、別表－ 4 及び別表－ 7 に記載する消耗品、燃料及び薬品等である。
- (2) 受領した納品書等の書類については、写しを監督員に提出すること。
- (3) 物品管理調達業務の実施は、次のとおりである。
 - 1) 物品管理は管理者を設け、保管・取扱等に十分注意し、適正な管理を行うこと。
 - 2) 種類、使用量、残量等を的確に把握するため、定期的に調査を行うこと。
 - 3) 保管期間により品質が変化又は不良となるもの及び使用頻度の多いものについては、納期を十分考慮し、調達すること。
 - 4) 使用頻度、保管スペース等から適正な在庫量の確保ができるよう管理すること。
 - 5) 保管場所及び保管物については、効率的な取扱ができるよう消耗品類の位置を定めるとともに、整理整頓に心がけ、特に重量物の保管には注意し事故防止に心がけること。

(経費の負担)

第 15 条 共通仕様書第 38 条に定める受託者が負担すべき経費は、共通仕様書第 18 条各号に係る経費のほか次のとおりとする。

- (1) 机、椅子、書棚、ロッカー、パソコン、プリンター、コピー機、シュレッダー、カメラ等の事務備品
- (2) 各種用紙、筆記用具、ファイル等の事務用品
- (3) 電気ポット、冷蔵庫、食器棚、茶器、食器類、扇風機及び洗濯機等の生活用品
- (4) 各種作業服、各種靴、各種手袋、ヘルメット、安全マスク・保護眼鏡・空気呼吸機等の安全保護具・機器
- (5) 保守点検・修理に係る点検整備工具及び電動工具、測定機器、懐中電灯等の工具・器具
- (6) 掃除機、刈払機、モップ、デッキブラシ、水切り等の清掃用具
- (7) 電話・FAX の設置工事費及び維持費。
ただし、専用回線使用に係る通信費は除く。
- (8) 突発的な設備補修業務に係る費用は、1 件につき 200 万円（税抜）を上限とし、浄化センター等で総額 2,000 万円以内（税抜）とする。
- (9) 物品管理調達に係る費用で別表－4 に定める消耗品類
- (10) 別表－7 に示す浄化センター等で使用する燃料及び薬品等。

別表— 1
対象施設一覧表

施設	施設名	建物名
ポンプ場	上町ポンプ場	管理本館、1系、2系水処理棟、 場内ポンプ場、上町分配槽、 沈砂池棟、自家発棟
マンホールポンプ	衣笠マンホールポンプ 田戸台マンホールポンプ 宇東川バイパスマンホールポンプ	

別表— 2 — 1
主要設備・機器概要一覧表（末尾に※の記載のある設備については、保守管理のみとする。）

施設	設備名称	現在	装置及び機器名	現在	
上町ポンプ場	沈砂池設備	合流系 汚水：2池 雨水：5池	粗目スクリーン	2基	
			粗目自動除じん機	5基	
			細目自動除じん機	2基	
			沈砂かき揚げ機	5基	
			沈砂搬出機	2基	
			沈砂洗浄機（移送ポンプ）	1基	
			沈砂分離機	1基	
			しさを搬出機	4基	
			しさを破碎機	1基	
			しさを洗浄機（移送ポンプ）	1基	
			しさを脱水機	1基	
			しさを沈砂ホッパ	各1基	
			分流系 汚水：2池	自動除じん機	2基
				破碎機	2基
	汚水ポンプ 設備		φ400mm汚水ポンプ※	2台	
			φ450mm汚水ポンプ※	1台	
			φ500mm汚水ポンプ※	1台	
	雨水ポンプ 設備	5台	φ150mm汚水ポンプ	3台	
			φ800mm雨水ポンプ	2台	
			φ1000mm雨水ポンプ	2台	
送泥設備	2台	φ1200mm雨水ポンプ	1台		
		φ150mm送泥ポンプ※	2台		
電気計装設備	1式	高低圧配電盤、計装機器等	1式		
非常用発電設備	2台	1,250kVAディーゼル発電機	1台		
		300kVAディーゼル発電機	1台		
地下重油タンク	2基	5,000ℓ地下重油タンク	1基		
		4,000ℓ地下重油タンク	1基		
衣笠マンホールポンプ	ポンプ設備	2台	0.25m ³ /分 汚水ポンプ	2台	
田戸台マンホールポンプ	ポンプ設備	2台	0.35m ³ /分 汚水ポンプ	2台	
宇東川バイパスマンホールポンプ	ポンプ設備	2台	2.5m ³ /分 排水ポンプ	2台	

別表－２－２

上町ポンプ場等の管理上の「その他課題」について下記を参考にすること

1	下町浄化センターへの汚泥圧送スケジュールについて（西浄化センター分） （１）汚泥圧送スケジュール等の操作権については下町浄化センターの指示に従うこと。 （２）汚泥圧送は夜間を実施し、西浄化センターの送泥後、汚泥圧送管の洗管水を西浄化センターが送水している。
2	正門の管理について （１）平日昼間は 07:30 から 18:00 の間は開門する。その他は閉門としている。
3	苦情等への対応について （１）市民など外部者からのものは、その内容について遅滞なく局に連絡すること。
4	工事等の立会いについて （１）局発注による工事等に必要な機器の調整、立会いに関して、局職員と調整を図り、連携すること。
5	雨天時放流水による汚濁負荷量調査について （１）局職員と調整を図り、連携すること。
6	宇東川バイパスマンホールポンプの排水先について （１）現在は平作川への排水は行わず、上町ポンプ場側へ排水を行っている。
7	ポンプ場化について （１）ポンプ場化にあたり、工事等で運用の見直しが必要となる場合は、局職員と連携を図り対応すること。
8	エネルギー管理について （１）施設の運転管理を行うに当たり、省エネに努めること。 参考：本特記仕様書施設内想定電力使用量 2,080,000kWh

別表－３－１

局の行う雨天時放流水による汚濁負荷量調査に際し、以下に従い採水を行う。

採水試料	採水箇所	採水間隔
雨水排除水	雨水ポンプ出口渠	ポンプ運転開始時毎

※採水容器は局が支給する。

※調査の実施や開始及び終了は、局の指示による。

※調査については、「合流式下水道の雨天時放流水質基準についての水質検査マニュアル（平成 16 年 4 月）（国土交通省）」を参照のこと。

別表－４

調整及び部品、消耗品交換一覧表

設備区分	機器名称	補修・修理・消耗品交換内容
沈砂池設備	かき揚げ機・搬出機等	オイル交換、グリスアップ
汚水ポンプ設備	φ 150, 200, 400, 450, 500 mm 汚水ポンプ	グリスアップ・交換
雨水ポンプ設備	φ 800, 1000, 1200mm 雨水ポンプ	グリスアップ

	ディーゼル機関	オイル補給
送泥設備	送泥ポンプ	Vベルト・オイル交換、グリスアップ
非常用発電設備	ディーゼル発電機	オイル補給
脱臭設備	脱臭機	Vベルト・オイル・活性炭類交換、グリスアップ(臭気測定を含む。)
建築付帯設備	換気ファン類	Vベルト交換、グリスアップ
	消火栓ポンプ	オイル交換、グリスアップ

別表—5

専門的な保守点検業務一覧表

設備	設備、装置等	点検内容
電気設備	中央監視制御設備	別添参考資料-01-3による。
	遮断器等高圧設備	別添参考資料-02-3による。
	水処理計装設備	別添参考資料-03-2による。
	直流電源・無停電電源装置	別添参考資料-04による。
	気象観測装置	別添参考資料-05による。
機械設備	電動ホイスト設備	別添参考資料-08による。
	活性炭等交換	別添参考資料-10による。
	空調機	別添参考資料-11による。
	地下重油タンク	別添参考資料-12による。
	消防用設備	別添参考資料-13-2による。

別表—6

清掃等一覧表

対象箇所	清掃等内容
沈砂池等	別添参考資料-19による。
建物内部	別添参考資料-21による。
建物外部	別添参考資料-22による。

別表—7

燃料・薬品等使用一覧表

区分	名称	使用予定量	備考
燃料等	重油	11,900 ℓ	タンク清掃点検時に処分する量は点検費用に含む。
	プロパンガス	40 m ³	
	水道	12,600 m ³	ポンプ場等全施設
	消臭剤	100 ℓ	
	活性炭	15,320 kg	別添参考資料-10による。